

実践報告②

# 母子保健の更なる充実に 向けた取組

～児童福祉との協働～



桑名市役所  
母子保健係

子ども総合センター  
石田 紀子

# 桑名市紹介 & 自己紹介

平成10年 旧長島町に入職

平成16年 旧桑名市・多度町・長島町が合併し  
現在の桑名市に

\*旧町への分散配置が継続、各々で保健事業  
\*高齢者福祉、障害福祉分野に保健師が配属

平成27年 旧町への配置は終了、  
保健事業担当は全員が  
中央保健センター（桑名市）へ

平成28年～令和4年 健康増進担当 係長  
令和5年～ 現在の所属（母子保健係）へ  
※母子保健の配属の変遷はのちほど



人口  
138,679人

世帯数  
61,844世帯

0～5歳児  
5,430人

0歳児 777人

※人口、世帯数  
令和6年3月末現在

焼きハマグリ



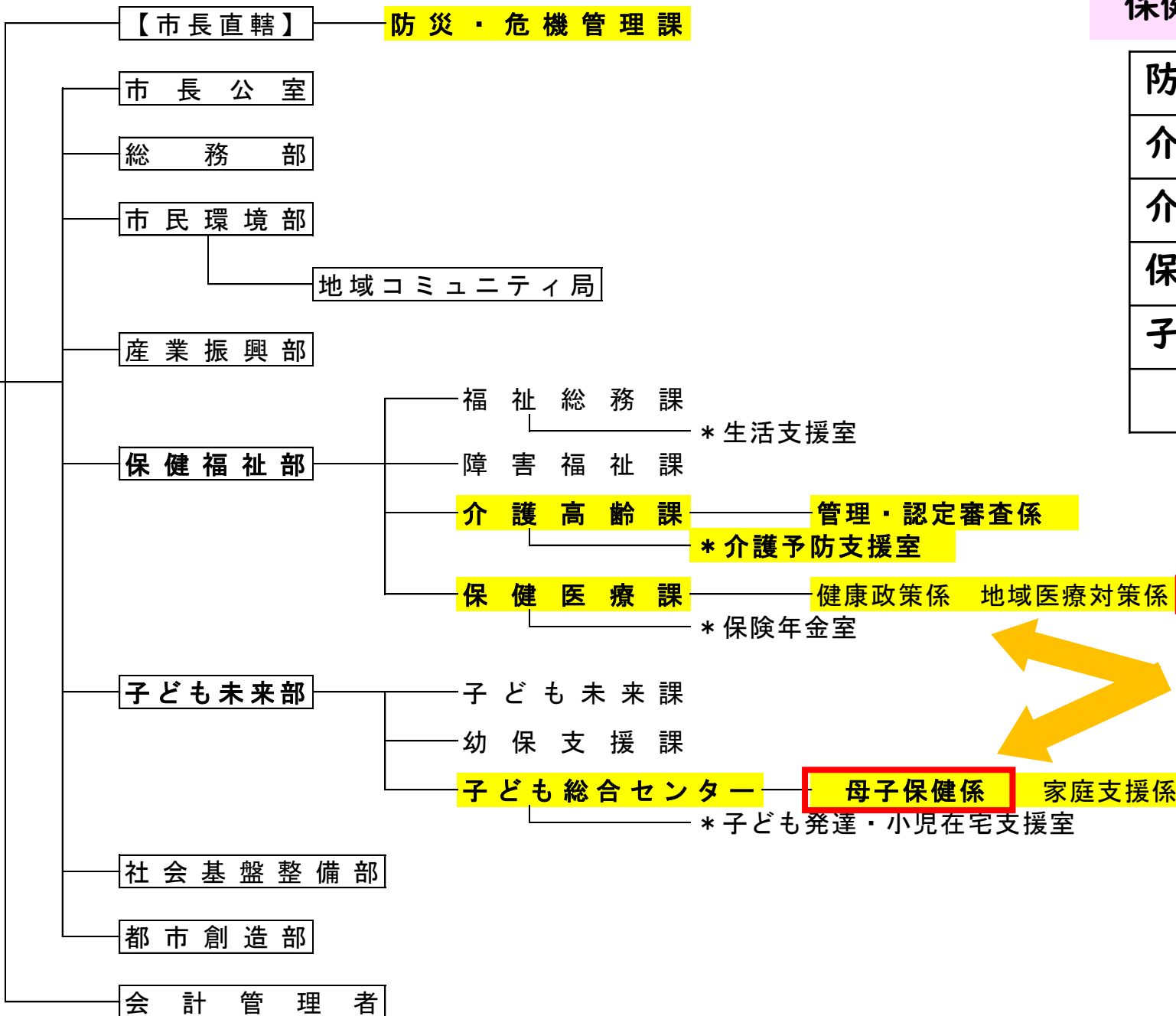
ナガシマリゾート



国指定重要文化財・国指定名勝  
六華苑

# 桑名市行政機構図 (R6年4月1日)

市長  
副市長



## 保健師の所属別人数 (正規職員)

|           |     |
|-----------|-----|
| 防災・危機管理課  | 1名  |
| 介護高齢課     | 1名  |
| 介護予防支援室   | 2名  |
| 保健医療課     | 9名  |
| 子ども総合センター | 11名 |
| 計         | 24名 |

**保健センターの管理運営**  
(桑名市中央保健センター規則 抜粋)

「保健医療課と  
子ども総合センターの  
所管とする」

## 第2期 桑名市子ども・子育て支援事業計画

2020～2024（令和2～6）年度

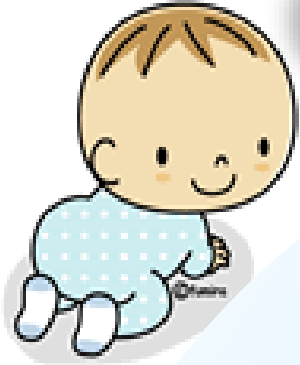
### 《基本理念》

つながろう みんなのちから！ 発揮しよう くわなの子育て力！

～すべては子どもの笑顔のために～

### 《基本目標》

1. 子どもの健やかな成長を見守り支える
2. 子育て中の親・家庭を見守り支える
3. 地域全体で子どもと保護者を見守り支える



センター長

R5.4～ 現在の体制

統括支援員 兼務

主幹

### 母子保健係

(母子健康包括支援センター)

- 母子健康手帳の交付
- 特定妊婦等妊産婦の支援
- 妊産婦健診・乳幼児健診
- 赤ちゃん訪問
- 多胎児支援、産後ケア など

### 家庭支援係

- 要保護・要支援家庭の支援
- 児童虐待対応
- DV等女性相談
- ひとり親相談
- 里親支援 など



### 子ども発達・ 小児在宅支援室

- 発達の途切れない支援  
(発達検査・総合相談・  
ことばの相談)
- 医療的ケア児支援
- チェックリストを活用した  
保育所等支援 など

# 子ども総合センターの職員体制

|       |                   |                                                                                                     |
|-------|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| センター長 | 常勤                | 社会福祉士 1名                                                                                            |
| 主幹    | 常勤                | 事務職 1名                                                                                              |
| 母子保健係 | 常勤 14名<br>非常勤 12名 | センター長補佐兼係長 1名（保健師）<br>保健師 14名（うち非常勤4名）<br>管理栄養士 2名<br>看護師 1名（派遣）<br>助産師 3名（非常勤）<br>事務補助 5名（うち非常勤4名） |

センター長兼統括支援員が社会福祉士であるため、母子保健分野について、母子保健係長（保健師）が統括支援員をサポートする体制

# 子ども総合センターの職員体制 ②

|                                |                          |                                                                                                                                                                                                                                           |
|--------------------------------|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>家庭支援係</p>                   | <p>常勤 10名</p>            | <p>センター長補佐兼係長 1名（事務職）<br/>         虐待対応支援員 2名（社会福祉士）<br/>         子ども家庭支援員 2名<br/>         子ども家庭支援員兼心理担当支援員 1名（臨床心理士）<br/>         指導主事（教員）1名<br/>         児童養護施設から派遣 1名<br/>         女性相談員 1名、母子・父子自立支援員 1名<br/>         事務補助（非常勤）1名</p> |
| <p>子ども発達<br/>・小児在宅<br/>支援室</p> | <p>常勤 10名<br/>非常勤 3名</p> | <p>室長 1名（事務職）、事務 2名（事務職）<br/>         臨床心理士 1名<br/>         言語聴覚士 3名（うち1名医療的ケア児等コーディネーター）<br/>         事務補助 2名（非常勤）、障害児相談員 1名<br/>         保育士 2名（うち1名医療的ケア児等コーディネーター）<br/>         児童発達支援センターから派遣 1名</p>                                 |

# 事務所（子ども未来部）の配置

市役所 2階フロアマップ

家庭支援係

母子保健係

センター長  
(統括支援員)

母子保健係

子ども総合センター 配置図

主幹

子ども発達・  
小児在宅支援室

子ども未来課

こども政策係：子どもに関する政策、子育て支援センター・児童クラブ等担当  
手当・医療費給付係：児童手当、子ども医療費等

部長

次長

幼保支援課

公立幼稚園、保育園の入所等

廊  
下

保健医療課

教育委員会



# 母子保健・児童福祉 配属の変遷

【第一段階】  
～平成29年度  
組織も建物も別々



【第二段階】  
平成30年度～令和2年度  
組織は一部  
建物は一緒、部屋は別



【現在】  
令和3年度～  
組織・事務所とも一緒

## <現在に至るまでの課題>

- ・気になるケースは電話・対面で情報共有、幼児健診や育児相談で紹介。
- ・児童虐待の疑いが濃厚なケースは協働するが、つないで終了になる場合もあった。
- ・所属する部署が違うため、連携する際に互いの上司にも相談や情報共有するなど時間を要することがあった。
- ・お互いに業務内容の把握が十分とは言い難い状況。
- ・連携するケースの基準があいまい。
- ・職員によって温度差があり、仕組みとして連携できていない。

# 配属の変遷の中でみえてきた課題、対策

① 母子保健・児童福祉それぞれの担当者が互いの業務内容を把握しきれていない



- ・ 毎年4月に新規採用者、人事異動者向けに**業務オリエンテーション**を実施（令和3年度～）  
\* 母子保健、児童福祉、女性相談、母子・父子自立支援、発達検査、児童発達支援について各担当から説明
- ・ 各係に届いた**研修**について互いに案内し、興味のあるものは**共に参加や情報共有**

② ケースの連携の基準があいまい  
連携の仕組みが整備されていない



- ・ 妊娠届出時に**レベルチェック表**（令和元年度作成）で**地区担当**、次に会議の**2段階確認**し、対応方針を決定
- ・ 妊産婦・乳幼児の気になるケースに対し、地区の**主・副担当**で検討、**会議**で対応方針を決定  
※ 気になることは**ひとりで抱えず複数で相談**、**統括支援員**（センター長）、**係長**とも共有



# 母子保健係が開催・参加する主な会議 ①

母子保健  
主体

| 会議名                          | 開催日           | 主な内容                                                               |
|------------------------------|---------------|--------------------------------------------------------------------|
| 赤ちゃん訪問・<br>母子健康包括<br>カンファレンス | 毎月第2木曜日<br>午前 | 赤ちゃん訪問に関する情報共有、<br>母子保健全般の課題について話し合い<br>参加者：母子保健係（保健師・管理栄養士）       |
| 妊婦カンファレンス                    | 毎月第3木曜日<br>午前 | 母子健康手帳交付者の <u>レベル2以上の人</u> を検討、<br>支援方針や評価時期を決める<br>参加者：母子保健係（保健師） |
| 養育支援訪問<br>カンファレンス            | 毎月第4木曜日<br>午前 | 養育支援ケースの対応検討、経過報告<br>参加者：母子保健係（保健師）、家庭支援係                          |

（会議ではありませんが…）

毎朝、係ミーティングを実施。

他自治体から情報提供のあった転入予定の人、  
来所予定に関わりを持ちたい人など、情報共有  
を図り、漏れなく対応出来るように努めている

《妊婦フォローレベル》

年齢、家族構成・状況、妊娠週数、金銭面、  
こころの病気、協力者等の状況に基づいて  
ハイリスク、要フォロー、特定妊婦を検討

※今後、国のチェックを活用するのか検討中

# 母子保健係が開催・参加する主な会議 ②

（家庭支援  
母子保健  
主体  
参加）

その他

| 会議名             | 開催日           | 主な内容                                                                                  |
|-----------------|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 子育て世帯<br>訪問支援会議 | 毎月第1木曜日<br>午前 | 養育支援ケースの中でヘルパー等の家庭支援を必要とするケースの検討、情報共有<br>参加者：家庭支援係、母子保健係、事業所                          |
| ケース進行管理会議       | 年4回           | 要保護・要支援ケースの情報共有、検討<br>(母子保健は特定妊婦)<br>参加者：家庭支援係、母子保健係<br>児童相談所、主任児童委員、里親代表             |
| 医療機関との<br>WEB会議 | 毎月第3火曜日<br>午後 | 市内総合病院の産婦人科とケースの情報交換、<br>検討<br>参加者：センター長、母子保健係（保健師）<br>家庭支援係、病院産婦人科 医師、助産師等           |
| ケース会議           | 随時            | 個別ケースの情報共有、処遇検討<br>参加者：母子保健係（保健師）、家庭支援係、<br>子ども発達・小児在宅支援室、医療機関職員、<br>NPO、児童相談所、その他関係者 |

# 母子保健係と児童福祉が協働した取組

子ども安心・安全見守り訪問事業 (平成27年度～)

## <目的>

地域の民生委員児童委員、主任児童委員が乳幼児の家庭を訪問し子育て情報を提供することで、保護者の不安の軽減を図り、地域で子どもを見守る

## <事業の効果>

- ・子育て中の家族が地域の情報を知ることができる
- ・家族と地域がつながる機会になった⇒気軽に話せる関係に
- ・事業を通じて職員と民生委員児童委員が話す機会が増えた←互いに相談しやすくなった
- ・家庭の状況によっては、母子保健・児童福祉担当が早期に連携して対応

## 事業のながれ

子ども総合センター

④ 家庭の状況報告

② 名簿の作成・提供

訪問の  
相談・助言

社会福祉協議会

民生委員児童委員  
主任児童委員

① 乳児全戸訪問 (生後4か月未満)

- ・本事業の紹介
- ・連絡先提供の同意を得る



③ 見守り訪問 (主に生後6～18か月)

- ・地域の子育て情報を提供
- ・顔見知りになるきっかけづくり

# まとめ

- ・ 児童福祉や女性相談の担当者と、妊娠中から関わることで、情報収集の幅が広がり、より多角的に捉えられるように。また、母子保健と児童福祉のサービス、地域資源を活用することで予防的な取組の幅が広がった。



## <成果>

- ・ 妊婦にとって、母児ともに安全に出産を迎えることができた。
- ・ 乳幼児が安全に過ごし、すこやかに成長することにつながった。

# 今後に向けて

- 目の前の課題に追われるだけでなく、母子保健として予防とポピュレーションの視点を持ち、地域全体の健康レベルの底上げをどのように図っていくか。  
(母子保健を含む健康づくりの視点を持つ保健師の育成)
- 所在が転々とするケースに対し、自治体間で情報を連携し、見落とさないために、広域的な仕組みの構築をどうすると良いのか。



ご清聴ありがとうございました

